

(仮称)八戸市放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要

国の基準の概要			基準の種別	市の方針
趣旨 (第1条)	従うべき基準	事業に従事する者及びその員数 (省令第10条(支援の単位を除く))	/	/
		職員の経過措置(附則第2条)		
	参酌すべき基準	上記以外の基準		
	設備運営基準の内容	明るくて、衛生的な環境 素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援 健全育成の保障		
最低基準の目的 (第2条)	市町村が条例で定める基準	設備運営基準は、利用する児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	参酌基準	国の基準どおり
最低基準の向上 (第3条)	市町村の勧告等	児童福祉審議会や保護者等の意見を聞き、放課後児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。に対し設備運営基準の向上について勧告できる	参酌基準	国の基準どおり
		市町村は、最低基準を向上させるように努めるものとする		国の基準どおり
最低基準と放課後児童健全育成事業者 (第4条)	最低基準の向上	事業者は、最低基準を超えて、常に、設備及び運営を向上させなければならない	参酌基準	国の基準どおり
		事業者は、最低基準を理由に設備又は運営を低下させてはならない		国の基準どおり

国の基準の概要		基準の種別	市の方針	
一般原則 (第5条)	支援の目的	事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図ることを目的して行われなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	利用者への配慮	事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	地域社会との連携	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	自己評価及び公表	事業者は、運営内容について自ら評価を行い、その結果の公表するよう努めなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	構造設備	事業を行う場所(以下「事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
非常災害対策 (第6条)	非常災害への対応	事業者は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるよう努めなければならない	参酌基準	国の基準どおり
		非常災害に対する具体的計画を立てるよう努めなければならない	参酌基準	国の基準どおり
		非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない	参酌基準	国の基準どおり
		前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参酌基準	国の基準どおり

国の基準の概要			基準の種別	市の方針
職員の一般要件 (第7条)	職員について	支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意を有する者でなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
		できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
職員の知識及び技能の向上 (第8条)	職員の知識及び技能の向上	事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない	参酌基準	国の基準どおり
		事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
設備の基準 (第9条)	専用区画及び備品等の設置	事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けなければならない。	参酌基準	国の基準どおり ただし、既存のクラブに対し、例外的な取り扱いの規定を設ける
		支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	専用区画の面積	専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。	参酌基準	国の基準どおり ただし、既存のクラブに対し、例外的な取り扱いの規定を設ける
	備品等	専用区画及び備品等は、専ら事業に供するものでなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
		専用区画及び備品等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参酌基準	国の基準どおり

国の基準の概要		基準の種別	市の方針
職員 (第10条) (支援の単位を除く)	支援員	事業者は、事業所ごとに支援員を置かなければならない。	従うべき基準 国の基準どおり
	支援員の数	支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員に代えることができる。	従うべき基準 支援単位 40人以下 指導員2人以上 支援単位 40人超 指導員3人以上
	支援員の資格	次の各号に該当し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了した者(経過措置あり:附則第2条) ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③高等学校又は中等教育学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等の課程において優秀な成績で単位を主としたことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究学科等の課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	従うべき基準 国の基準どおり
	支援の単位	第2項の支援の単位は、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参酌基準 国の基準に従う ただし、既存のクラブに対し、例外的な取り扱いの規定を設ける
	支援員及び補助員	専ら支援の提供に当たる者でなければならない。 ただし、利用者が20人未満の事業所であり、支障がない場合はこの限りでない。	従うべき基準 国の基準どおり

国の基準の概要			基準の種別	市の方針
平等に取り扱う原則 (第11条)	利用者の取り扱い	事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。	参酌基準	国の基準どおり
虐待等の禁止 (第12条)	虐待の禁止	事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(暴行等)その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	参酌基準	国の基準どおり
衛生管理等 (第13条)		事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
		事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
		事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
運営規程 (第14条)	運営規程の整備	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。  ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する事項	参酌基準	国の基準どおり

国の基準の概要			基準の種別	市の方針
事業者が備える帳簿(第15条)	帳簿の整備	事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
秘密保持等(第16条)	利用者等の秘密保持	事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	参酌基準	国の基準どおり
		事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
苦情への対応(第17条)	苦情窓口の設置	事業者は、支援に関する利用者又はその保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない	参酌基準	国の基準どおり
	指導等に対する改善	事業者は、行った支援に関する市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	調査への協力	事業者は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会の調査にできる限り協力しなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
開所時間及び日数(第18条)	開所時間	小学校の休業日の日の開所時間 1日につき8時間を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して事業所ごとに定める	参酌基準	国の基準どおり
		小学校の休業日以外の日の開所時間 1日につき3時間を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める	参酌基準	国の基準どおり
	開所日数	原則として1年につき250日以上	参酌基準	国の基準どおり
保護者との連絡(第19条)	保護者の理解と協力	事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
関係機関との連携(第20条)	関係機関との連携	事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌基準	国の基準どおり

国の基準の概要			基準の種別	市の方針
事故発生時の対応 (第21条)	市町村等への連絡	事業者は、事故が発生した場合は、速やかに、市町村保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
	損害賠償	事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参酌基準	国の基準どおり
施行期日 (第1条)	施行期日	子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。		
職員の経過措置 (第2条)	経過措置	第10条第3項の規定中の「修了したもの」には、平成32年3月31日までに修了する予定のものを含む。	従うべき基準	国の基準どおり